

事業評価シート

担当課・室長：環境保全対策課長

事業名	オゾン層破壊物質の回収・破壊の促進
上位施策名	オゾン層保護対策
1 事業の概要	<p>我が国におけるオゾン層保護対策の推進については、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づく生産等の規制により、CFCをはじめとする主要なオゾン層破壊物質は平成7年末をもって既に全廃。しかし、過去に生産され機器等の中に充填された形で存在しているフロンが相当量残されておりこれらの機器等が廃棄される際に回収・破壊することが大きな課題となっている。</p> <p>本事業は、機器等の廃棄時におけるこれらフロンの適切な回収・破壊の実施の確保を図るための事業である。</p>
2 進捗状況	<p>これまで、地方公共団体や関係事業者の自主的な取組による回収・破壊を基本とし、その支援のため、以下の対策を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> フロン回収等システム構築モデル事業（平成5年度～） 「フロン回収の手引き」の策定（平成12年7月） フロン破壊モデル事業（平成6年度～） 「CFC破壊処理ガイドライン」の策定（平成8年5月） フロン破壊適正処理実施状況調査（平成12年度～） オゾン層保護対策推進月間を中心とした広報活動 <p>その結果、全都道府県・政令都市で「フロン回収等推進協議会」が設置されフロン回収協力店制度が39団体で導入されている。また、12都県市においてフロン回収等に関する条例を制定。フロン破壊処理施設も40施設が稼働</p> <p>家庭用冷蔵庫など家電製品については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、家電製品のリサイクルと併せてフロンを回収（平成13年4月から施行）。</p> <p>業務用冷凍空調機器及びカーエアコンについては、第151国会において議員立法により成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」によりフロン類の回収・破壊を実施（カーエアコン以外は平成14年4月から施行）。</p>
3 評価	<p>地方公共団体や関係事業者の努力により、フロンの回収・破壊に向けた基盤整備が進められたものの、自主的な取組のみでは回収・破壊率は依然として低いまま推移している。このため、冷媒分野については、家電リサイクル法による家電製品からのフロンの回収、フロン回収・破壊法による業務用空調冷凍機器及びカーエアコンからのフロンの回収が義務づけられた。今後は、多岐にわたる関係者への周知徹底、小規模事業所に対する巡回回収制度の整備等により、これら法律の着実な施行を図ることが必要。</p> <p>冷媒分野とともに多量のストックが見込まれる断熱材中のフロンの回収・破壊については、その回収・破壊技術が確立していないこと、回収・破壊に係るシステム整備が進んでいないことから、ほとんど回収が行われていない。今後は、現在実施中のこれらの課題に関する調査研究を早急に進め、速やかに適切かつ効果的な回収・破壊システムの構築を図る必要がある。</p> <p>これらの施策の実施に当たっては、関連する経済産業省、国土交通省等多岐にわたる関係省庁との連携協力が極めて重要であり、引き続き関係省庁連絡会議を活用して連携協力の継続強化を図る。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収等普及促進事業 ・断熱材フロン対策検討調査 ・建材用断熱フロン対策検討調査 ・フロン破壊モデル事業 ・オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費

5 対応副施 策	
-------------	--